

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程

〔平成18年4月1日
制 定〕

平成19年3月30日改正

平成19年7月20日改正

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成21年11月30日改正

平成22年12月1日改正

平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和4年12月1日改正

令和5年4月1日改正

令和5年12月1日改正

令和7年2月1日改正

令和7年4月1日改正

令和8年2月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。）第9条第1項第2号又は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所就業規則（平成18年4月1日制定。以下「就業規則」という。）の定めるところにより、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）を退職する職員の継続雇用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の継続雇用の対象となる職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 研究所を定年退職する職員又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用される職員、特別職に属する国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者のうち、給与法適用職員等として定年退職する者（採用の事情等を考慮して理事長が研究所を定年退職する職員に準ずると認める者に限る。）であって、当該退職する日において65歳未満の者のうち、研究所での継続雇用を希望する者（以下この号に該当し継続雇用される職員を「定年後継続雇用職員」という。）

二 60歳（就業規則第3条第1項に規定する研究職員にあっては、63歳）に達した日以後における最初の3月31日以後に、研究所を就業規則第15条第1号の規定により退職（就業規則第3条第1項に規定する任期付職員等が退職する場合を除く。以下「特定自己都合退職」という。）する職員又は給与法適用職員等であった者のうち、給与法適用職員等を退職した者（採用の事情等を考慮して、研究所を特定自己都合退職する職員に準ずると理事長が認める者に限る。）であって、研究所におけるその者に係る定年退職相当日までの間、研究所で短時間勤務することを希望し、その申出が認められた者（以下この号に該当し継続雇用される職員を「定年前継続雇用職員」という。）

（勤務形態及び職務）

第3条 継続雇用される職員（以下「継続雇用職員」という。）の勤務形態は、勤務時間の区分により、次の各号のとおりとする。ただし、定年前継続雇用職員にあっては、第2号に規定する勤務形態に限る。

一 定年前と同様に1週間につき、38時間45分の勤務に就く職員（以下「継続雇用フルタイム勤務職員」という。）

二 1週間あたり15時間30分から31時間までの範囲内で定められた時間のみ勤務に就く職員（以下「継続雇用短時間勤務職員」という。）

2 継続雇用職員の勤務形態及び職務は理事長が決定し、あらかじめ本人に提示するものとする。

（継続雇用の方法）

第4条 定年後継続雇用職員においては、本人が希望した場合は、当該職員が65歳に達した日以後における最初の3月31日までを上限として継続雇用する。

2 定年後継続雇用職員の雇用契約期間は、1回の契約においては1事業年度を超えないものとし、更新することができるものとする。ただし、雇用契約期間の更新は、高齢者雇用安定法の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づき、なお効力を有するとされる改正前の高齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定により定められた基準に該当する者は更新しないことができる。

3 定年前継続雇用職員の雇用契約期間は、当該職員が継続雇用された日から当該職員に係る定年退職相当日までとする。

（試用期間）

第5条 継続雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

（年次休暇）

第6条 年次休暇は、一暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、一暦年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 継続雇用フルタイム勤務職員 20日

二 継続雇用短時間勤務職員 20日に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じ

て得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に継続雇用短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））

- 2 定年退職となった日の翌日に引き続き定年後継続雇用職員となった職員の当該一暦年の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、当該退職時における未使用の日数及び時間数とする。
- 3 第4条第2項により継続雇用が更新された場合の当該一暦年の年次休暇は、第1項の規定にかかわらず、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間数とする。

（その他の勤務時間、休暇等）

第7条 継続雇用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成18年4月1日制定）を準用する。

（給与）

第8条 継続雇用職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成18年4月1日制定。以下「給与規程」という。）を準用する。

- 2 継続雇用職員の俸給月額、給与規程を準用する場合に適用される俸給表及び職務の級に応じて、別表第1のとおりとする。ただし、継続雇用短時間勤務職員の俸給月額は、同表による額に対し、当該職員の1週間あたりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 継続雇用短時間勤務職員には、給与規程に規定する扶養手当及び初任給調整手当は、支給しない。
- 4 継続雇用職員に対する管理職手当の額は、給与規程第11条第2項に掲げる職員の区分、適用される俸給表及び職務の級に応じて、別表第2に掲げる額とする。ただし、継続雇用短時間勤務職員の管理職手当の額は、同表による額に対し、第2項に定める算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（退職手当）

第9条 継続雇用職員には、退職手当を支給しない。

（懲戒）

第10条 継続雇用職員について、定年退職となった日又は特定自己都合退職した日までの引き続き職員としての在職期間中の行為が、就業規則第68条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(高年齢者雇用確保措置に関する特例等)
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳
- 3 前項の規定にかかわらず、継続雇用の年度の前年度に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成13年4月2日制定）第5条第2項第2号の適用を受ける職員については、次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用について、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳
-------------------------	-----

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定年前継続雇用職員に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、定年前継続雇用職員が65歳に達する日よりも前の日に第4条第3項に定める雇用契約期間の満了により退職する場合であって、当該職員が引き続き継続雇用を希望するときは、当該職員を当該任期满了退職日に研究所を定年退職する職員とみなし、この規程による定年後継続雇用職員として再度継続雇用することができる。この場合において、第3条第1項中「定年前継続雇用職員」とあるのは「定年前継続雇用職員及びこの規程の令和5年4月1日施行附則第2項に基づき再度継続雇用された定年後継続雇用職員」と、第6条第2項及び第10条中「定年退職」とあるのは「定年前継続雇用職員の任期满了退職」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1については、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第8条第2項関係）

俸給表	職務の級	俸給月額
一般職俸給表	1級	200,300円
	2級	227,800円
	3級	269,500円
	4級	290,100円
	5級	305,700円
	6級	331,900円
	7級	374,800円
	8級	409,200円
	9級	462,400円
	10級	544,100円
研究職俸給表	1級	230,200円
	2級	273,400円
	3級	299,200円
	4級	343,000円
	5級	403,400円
	6級	545,800円
医療・技術職俸給表（一）	1級	201,300円
	2級	227,900円
	3級	257,300円
医療・技術職俸給表（二）	1級	248,800円
	2級	269,700円
	3級	277,300円

別表第2（第8条第4項関係）

一般職俸給表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	I種	90,300円
8級	I種	79,800円
	II種	69,800円
7級	I種	72,900円
	II種	63,800円
	III種	54,700円
6級	II種	56,200円
	III種	48,200円
5級	II種	51,700円
	III種	44,300円
4級	III種	41,900円
	IV種	34,900円

※10級については別に定める。

研究職俸給表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	I種	78,700円
	II種	68,800円
	III種	59,000円
4級	II種	58,300円
	III種	49,900円
3級	III種	43,300円

※6級については別に定める。